

砂防課長	課長補佐	課	僚	担当者

平成10年度第2回砂防指定ヒアリングの際、建設省から求められた検査資料について、下記〈案〉のとおり提出します。(コメント: 利率調査しました)

逢初川（静岡県熱海市）砂防指定進達範囲の再検討について 〈案〉

平成10年10月28日

静岡県土木部砂防課

1 指定範囲の再検討

平成10年9月2日砂防指定地進達ヒアリングの静岡県熱海市の逢初川について、ヒアリング時の建設省砂防課管理係殿のコメントにより、指定範囲を流域全域の面指定することを再検討した。

2 再検討結果

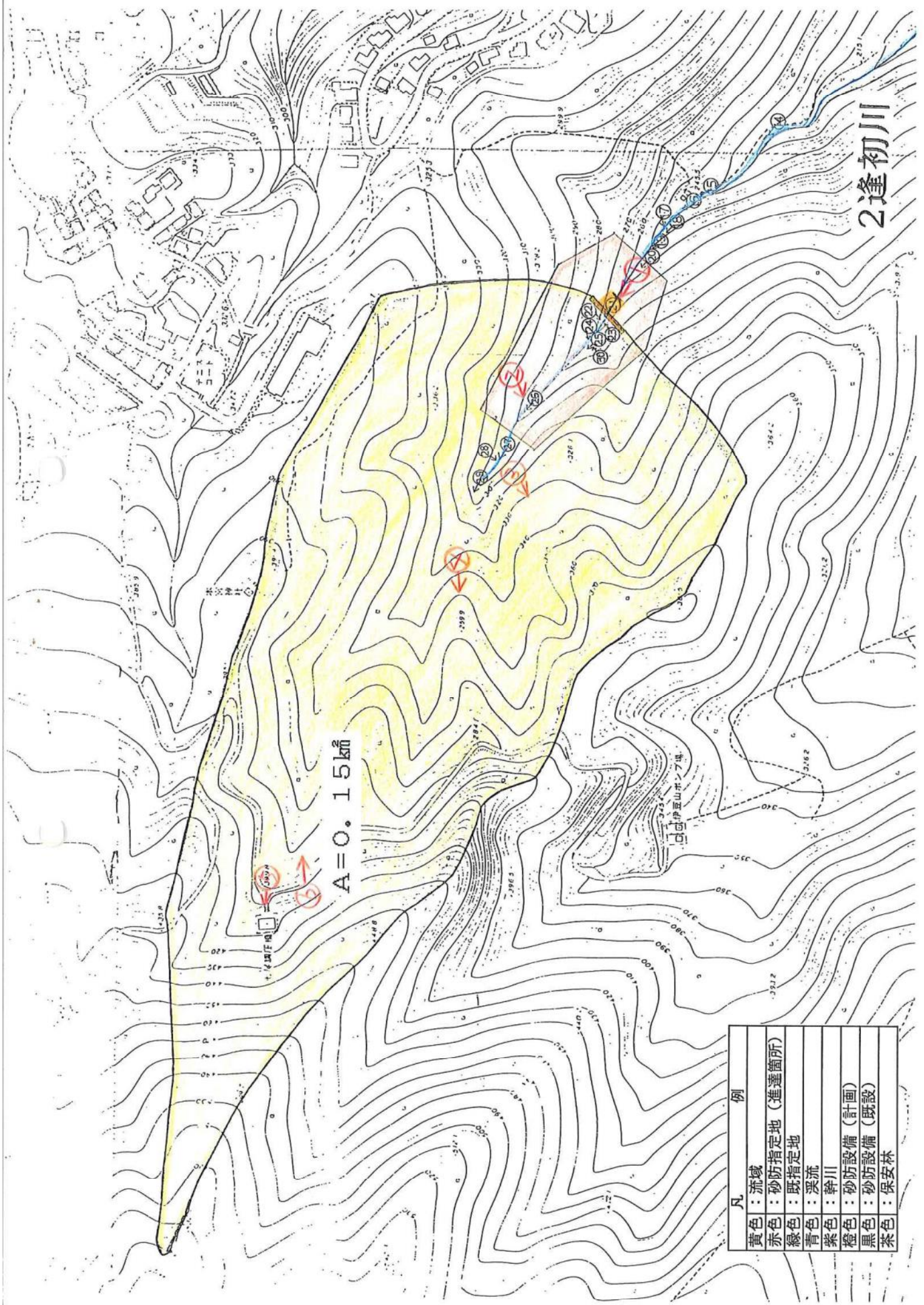
ダム計画位置上流について流域全域の面指定とできないか、担当土木事務所、市を通じて地権者と再度協議を行ったが、流域全域を指定範囲とすることの同意は得られなかった。引き続き協議を進めるものの、リゾート地である熱海という地域性と流域の大部分を占める筆が東京、名古屋など県外在住10名の共有地となっていることもあり、現状、同意が得られる見通しがたたない状況である。

一方、当溪流は、荒廃が進んでおり平成10年度から火山砂防事業にて事業を実施している箇所であり治水砂防上早急に砂防ダムを設置する必要があるが、流域の上部は管理された植林帯であり、又上水道関連施設等の公共施設があり管理されている箇所であることから、流域全域を砂防指定地として指定する緊急性は、比較的小さいと考えられる（流域の状況を別添写真帳に示す）。

このため、当面、事業影響範囲（ダム及び堆砂敷を含む範囲）の標柱による指定とし、今後、溪流上流部の荒廃状況、山腹の崩壊等流域の状況を勘案し、地権者との協議を進め、流域全域の面的指定を進めていきたい。

早急の指定地に臨む
 必要が否よ しかし
 前述のとおり 流域全域へ
 指定は困難はなると

2逢初川



A=0.15km

例	
黄色	: 流域
赤色	: 砂防指定地 (進達箇所)
緑色	: 既指定地
青色	: 溪流
紫色	: 幹川
橙色	: 砂防設備 (計画)
黒色	: 砂防設備 (既設)
茶色	: 保安林

パノラマタイプ



NO. 1

ダム計画地点



NO. 2

溪流荒廃状況



NO. 3

流域内山林状況

パノラマタイプ

NO. 4
流域内山林状況



NO. 5
上水道施設



NO. 6
流域状況



No. _____

①

余 白

No. _____

②



No. _____

③



No. _____

④



No. _____

⑤



No. _____

⑥



No. _____

⑦

余 白

No. _____

⑧



No. _____

⑨



No. _____

⑩



No. _____

⑪



No. _____

⑫



No. _____

⑬

余 白

No. _____

⑭



No. _____

⑮



No. _____

⑬

余 白

No. _____

⑭



No. _____

⑮



No. _____

①9



No. _____

②0



No. _____

②1



No. _____

②②

余 白

No. _____

②③

余 白

No. _____

②④

